

野洲市から転出される方へ！

新住所にお住まいになってから14日以内に、新住所の市区町村役場で転入の手続きをしてください。
なお、正当な理由なく届出が遅れると、過料(最高5万円)が課せられることがあります。

マイナンバー（個人番号）
カードをお持ちの方

転入時に必要なもの（市区町村によって異なる場合がありますので、詳しくは新住所の市区町村役場へご確認ください。）

- ・マイナンバーカード
- ・転出証明書
- ・親族関係のない世帯へ転入される人は「世帯主の同意書」
- ・別世帯の代理人が手続きする場合「委任状(数字4ケタの暗証番号(住民基本台帳用)を記載し封緘したもの)」
- ・同世帯の代理人が手続きする場合で署名用電子証明書を発行するとき「委任状(数字4ケタ(住民基本台帳用)と英数字6～16文字(署名用電子証明書)の暗証番号を記載し封緘したもの)」
- <外国籍の人> ・在留カードまたは特別永住者証明書

■マイナンバーカードによる転入(転入届の特例)

※転入手続きができる期間は、「転出予定日から30日、転入日から14日のいずれか早い日」までとなります。
転入する本人もしくは同一世帯の人が、新住所の市区町村役場窓口でカードを提示し数字4ケタの暗証番号(住民基本台帳用)を入力します。

■マイナンバーカードの継続利用(カードに新住所を記載する手続き) ※カードをお持ちの人全員が対象

転入時には継続利用手続きのため、カード所有者全員分のカード・全員分の数字4ケタの暗証番号(住民基本台帳用)を持参してください。
なお、「転出予定日から30日、転入手続き後90日以内」に継続利用手続きがないと、カードが自動的に廃止となりますのでご注意ください。

■署名用電子証明書(e-Tax等オンライン手続きで使う英数字6～16文字の暗証番号)

署名用電子証明書は転出手続きをすると失効します。新住所での使用については、カード所有者本人が転入手続きの際に手続きできます。
また、同世帯の人が転入手続きをする場合は、「委任状(数字4ケタ(住民基本台帳用)と英数字6～16文字(署名用電子証明書)の暗証番号を記載し封緘したもの)」を転入届と併せて提出することで、署名用電子証明書を新住所で使用する手続きができます。詳細は新住所の市区町村役場にお問い合わせください。

○転出しなくなったとき

マイナンバーカードと転出証明書を持参して、すみやかに転出取り消しを野洲市(市民課)で行ってください。

○野洲市での住民票や印鑑登録証明書が必要となったとき

転出予定日の前日までで、かつ、転入届を新住所に出していない場合のみ発行できます。マイナンバーカードと転出証明書をご持参のうえ、野洲市市民課窓口にお越しください。印鑑登録証明書を取得する際は、併せて印鑑登録カード(市民カード)もご持参ください(転出届時に回収済みの場合は発行できません。)

○コンビニ交付について

転出届を届出した時点でコンビニ交付ができなくなります。新住所がコンビニ交付に対応している場合は、転入手続きをするとコンビニ交付ができるようになります。
また、野洲市の住所で転出予定者と同一世帯の方についても、転出予定日以降までコンビニ交付ができません。

○現在マイナンバーカードを申請中の世帯員がいるとき

申請中のマイナンバーカードは交付できません。新住所の市区町村で申請用紙をもらい、再度申請してください。

《お問い合わせ先》 滋賀県野洲市役所 市民課 TEL(直通) 077-587-6086 FAX 077-586-3677

その他、野洲市での手続きについては、裏面をご覧ください。

令和8年(2026年)4月28日 改訂

手続き項目	野洲市での手続き	野洲市での問い合わせ先
印鑑登録をされている方	転出（予定）日をもって登録が廃止となります。 印鑑登録（市民）カードはお返しいただくか、破棄してください。	【市民課】 電話：077-587-6086（直通）
水道の利用を休止される方	上下水道課、または市民課に届け出てください。 マンション等にお住まいであった方は、管理人に届け出てください。	【上下水道課】 電話：077-589-6433（直通）
国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方 福祉医療費受給券（助成券）をお持ちの方	資格確認書等及び受給券（助成券）をお返しください。 ※後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方が県外に転出の場合は、負担区分等の証明書の交付を受けてください。 ※加入されている健康保険によって、福祉医療受給券（助成券）の有効期間が異なりますので、お問い合わせください。	【保険年金課】 電話：077-587-6081（直通）
介護保険被保険者証をお持ちの方 げんきカードをお持ちの方	被保険者証及びげんきカードをお返しください。 転出（予定）日をもって資格がなくなります。	【介護保険課】 電話 077-587-6074（直通）
児童手当を受けている方	受給者が転出すると、野洲市での受給資格は転出（予定）日をもって消滅します。 ご家族の一部の方が転出されるときは、手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。	【子育て家庭支援課】 電話：077-587-6884（直通）
特別児童扶養手当や特別障害者手当等を受けている方	受給者が転出すると、野洲市での受給資格は転出（予定）日をもって消滅します。 「資格喪失届」の提出等の手続きをしてください。	【障がい福祉課】 電話：077-587-6087（直通）
各種障害者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちの方	野洲市での手続きは不要ですが、新住所地の市区町村役場障害担当課で手続きをしてください。	
野洲市のナンバープレートをお持ちの方	野洲市のナンバープレートの返却手続きをしてください。	【税務納税課】 電話：077-587-6040（直通）
公立小・中学校に在籍中の方	在籍されている学校で「在籍証明書」及び「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。	【学務課】 電話：077-587-6017（直通）
保育園、幼稚園、こども園、学童保育所に在籍中の方	手続きが必要な場合がありますので、こども課に確認のうえ、手続きをしてください。	【こども課】 電話：077-587-6052（直通）
犬を飼われている方	野洲市での手続きは不要ですが、新住所地の市区町村役場で野洲市の鑑札を持参のうえ、犬の転入手続きをしてください。	【環境課】 電話：077-587-6003（直通）
さくら墓園永代使用墓所を使用されている方	さくら墓園永代使用墓所使用者の方は環境課へ「記載事項変更申請書」を提出し、住所変更の手続きをしてください。	

